

# 会に関するQ & A

## 全国連合組織対応委員会 委員長 菅井敏之

Q: 平成維新の会の組織はどのように変わったのですか?

A: 市民運動としての従来の会員活動(エリア)が、独立した任意団体として分離・独立しました。それに伴って「会員支援センター」は廃止されました。東京都では「平成維新を実現する都民の会」が発足しました。東京以外でも同様の組織が発足しつつあります。

Q: 従来の平成維新の会は無くなつたのですか?

A: 存続していますが、会員の意見に基づいて市民運動を展開する組織ではなく、政党または政治団体として、大前研一代表のもとで運営されています。従来の考え方である「政策提言型市民運動」とは性格が違う組織に変貌しました。

Q: 従来払い込んだ会費はどうなるのですか?

A: 平成維新の会では年間購読料1万円の「大前研一通信」を発行します。従来の会費はこの「大前研一通信」の購読料(会費)として扱われますので、都民の会には別途の入会手続をお願いします。

Q: 会員の全国的な連携はどうなるのですか?

A: 会員の間で自主的に運営する組織が検討されています。都民の会では「全国連合組織対応委員会」が発足して、私、菅井敏之が委員長を拝命し対応に

当たっています。なんらかの具体的な方向が出ましたら、「生活者通信(会報)」でお伝えします。

Q: 大前研一さんと会員の関係はどうなるのですか?

A: 都民の会も、大前さんが提唱した「平成維新」という考え方で触発された会員の組織であることは変わりありませんが、都民の会は直接大前さんを支援する会ではありません。大前さんが提唱した「平成維新を実現するための会」です。

Q: 都民の会というは何をする会ですか?

A: 地域活動・市民運動を通じて平成維新の実現に参加したいと考える人たちの会です。活動は地区ごとの活動と、テーマ別の「委員会」で成り立っています。

活動内容に関しては、この会報で順次ご紹介しますので、手続きがお済みでない方は、是非入会してこの「生活者通信(会報)」をご購読ください。

Q: 私は選挙の手伝いがしたいのですが

A: 都民の会として選挙運動を行うことは未定ですが、選挙関連の各種の情報や連絡・問合せ先などに關しても会報に情報を掲載しますので「生活者通信」を購読していただければ大前さんに関する情報もお手元に届きます。

**第4条 会員の互選により会長1名、事務局・会計を含む幹事若干名を置く。**

**第5条 本会の運営は、会長および幹事の合議により決める。  
(会員名簿・会計報告)**

**第6条 本会の会員名簿は適宜、匿名希望の方を除き都民の会会報等に掲載する。**

**第7条 本会の会計報告は適宜、都民の会会報等に掲載する。  
付 則 本会は1995年7月9日を以て発足する。**

入会受付手続は、郵便簡便用紙にて行いますので、郵便簡便用紙には、ご住所、お名前、お電話番号記入欄に記入下さい。匿名希望の方は、お名前欄の横に匿名希望と明記下さい。時期に匿名扱いとします。

**年会費: 1口5千円**

**※会員登録先: [都民の会会報]**

**09120-0-772038**

**[都民の会会報] 電話番号**

**\*なお、事務処理の都合上、年会費を1口5千円と定めました。会計・販売部**

### 「都民の会協賛会」会員募集会長・江原清輔

さて、この度「平成維新を実現する都民の会」が新発足致しましたが、資金が程度に不足しております。そこで、本「平成維新を実現する都民の会協賛会」を設立し、資金調達を企画致しました。大変厳しい経済状況の中、まだ恐縮ですが本会の趣旨に理解の上、多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

#### 平成維新を実現する都民の会協賛会規約 (名称・目的)

**第1条 本会の名称を、平成維新を実現する都民の会協賛会(以下本会と言う)とする。**

**第2条 本会は、平成維新を実現する都民の会(以下都民の会と言う)の活動の趣旨に賛同し、財政的支援をすることを目的とする。**

**(会費・会員)**

**第3条 年会費は1口5千円とし、会員は1口以上の会費を納入した者とする。**

**(会長・幹事・会の運営)**